

特定非営利活動法人 高知県労働安全衛生センター定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人高知県労働安全衛生センターという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を高知市薊野北町3丁目2番28号に置く。

2 この法人は、前項ほか、その他の事務所を高知県四万十市中村大橋通7丁目1番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、労働災害及び職業病を予防し、働く人々の安全安心の確保と、労働災害被災労働者の援護及び救済に関する事業を行い、働く者の「いのちと健康」を守り、もって働く者の生活、心身の安全、健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①労働災害・職業病防止対策と、被災者援護・救済、相談事業
- ②労働者の安全衛生、健康に関する教育、情報提供、及び調査、研究事業
- ③職場環境改善、作業環境改善の現地調査と指導及び助言事業
- ④環境保護目的の活動に参加する事業
- ⑤同じ目的事業を行う国内の団体及び、それと関連する医師・研究者・個人等のネットワーク形成及び交流、研修協力事業
- ⑥その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①出版物、物品の斡旋及び販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益が生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業の推進を援助するために入会した個人、法人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件の定めはない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めない時は速やかに、理由を付した書面をもって本人および法人、団体にその旨を通知しなければならない

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人、団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(脱 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に脱会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上17名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事とする

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事は理事の互選とする
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない

(職 務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する
- 3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別にさだめる

(職 員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する

第 5 章 総会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会にオブザーバーとして参加し、意見を述べることができる

(権 能)

第 22 条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）

その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の 4 分の 1 以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第 24 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない

(議 長)

第 25 条 総会の議長は出席した理事のうちから理事長が指名する。但し、第 23 条第 2 項の臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は第 24 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない

3 前 2 項の規定に関らず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる

(機能)

第 31 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 会費の決定

(4) 事業計画及び収支予算の変更

(5) その他、総会の議決を要しない業務執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招 集)

第 33 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第一項第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする

(事業年度)

第 48 条 この法人事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、且つ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により、この法人が解散するときは正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の者をもって決した特定非営利活動法人又は、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載する。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	間嶋 祐一
副理事長	片岡 亘
専務理事	濱田 嘉彦
理 事	岡林 俊司
同	山崎 秀一
同	五島 正規
同	近藤 眞一
同	石井 寛
同	杉本 義忠
同	森山 泰広
同	下岡 豊
同	竹村美津子
同	山崎 文昭
同	石井 孝
同	大石 浩文
同	折田 晃一
監 事	中谷 達美
同	土居 保夫
同	矢野 昭仁

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に係わらず成立の日から平成 26 年度に開催する通常総会終了時までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第 48 条の規定に係わらず成立の日から平成 25 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費
 - (1) 正会員 個人、1,000 円
団体・法人、構成人員数が 50 名未満 5,000 円、50 名以上～200 名未満 10,000 円
200 名以上～300 名未満 20,000 円、300 名以上～500 名未満 30,000 円
500 名以上 50,000 円
 - (2) 賛助会員 個人、1000 円 団体・法人 3,000 円
- 7 団体会員については理事会の議決を経て、上記記載の会費額を会員の財政状況により増額若しくは減額することができる。
- 8 平成 29 年 5 月 27 日（第 5 回通常社員総会開催日）にて第 15 条 2 及び第 54 条一部変更。